

長 建 協 発 第 285 号
平成 24 年 10 月 1 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

「中間前金払制度」及び「地域建設業経営強化融資制度」について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、中間前金払制度の導入・拡大の促進や地域建設業の再生等の普及・拡大の促進に努めておりますが、九州地方整備局管内市町村の導入状況は、両制度とも低いものとなっております。

このため、九州地方整備局では、両制度について更なる導入促進を図るべく、公共工事の資金繰りに関して建設企業の現状とニーズを把握し、今後の制度普及の基礎資料とするため、先般、西日本建設業保証(株)と共同で管内建設業者にアンケートを実施し、その結果を別添のとおり取りまとめた旨連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、両制度の概要は別添のとおりとなっておりますが、地域建設業経営強化融資制度は、対象工事のうち、平成 25 年 3 月 31 日までに西日本建設業保証(株)との間で、前払金保証契約を締結し、事業協同組合又は民間事業者が行う公共工事の出来高部分に係る請負工事代金債権を担保とした融資を受ける工事が対象となりますことを申し添えます。